



区分	要件	支援内容
税制優遇	<p>県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上</p>	<p>固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年度分</p>
奨励金	<p>営利目的をもって継続的に経済活動を行う法人、その他適正と認める法人          新設・移転（村内の既存企業）          ①-1 新設 延べ床面積が500㎡以上          ①-2 移転（村内既存企業）新築した建物の延べ床面積が500㎡以上で、かつ当該移転前の延べ床面積以上          ②投下固定資産額の総額が1億円以上          ③従業員数が5人以上（常時勤務）          ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること</p>	<p>【企業立地新設等奨励金】          投下固定資産税相当額(家屋・償却資産)の1/2相当          期間：5年度分          【雇用促進奨励金】          村内在住従業員1人につき20万円          (限度額500万円)          【埋蔵文化財発掘奨励金】          発掘調査に要した費用の1/2相当          (限度額300万円)</p>